

四街道市火災予防条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>キュービクル式のものにあつては</u>、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)~(18) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)~(18) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(15) (略)

(16) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(17)・(18) (略)

別表第3 (第3条第1項、第18条第1項)

種類		離隔距離(センチメートル)						備考	
		入	上	側	前	後			
		力	方	方	方	方			
炉～温風暖房機 (略)									
厨 房 設 備 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14	100	15 注	15	15 注	注：機 器本 体上 方の 側方 又は 後方 の離 隔距 離を 示
			据置型レンジ	21	100	15 注	15	15 注	

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(15) (略)

(16) 蓄電池設備

(17)・(18) (略)

別表第3 (第3条第1項、第18条第1項)

種類		離隔距離(センチメートル)						備考	
		入	上	側	前	後			
		力	方	方	方	方			
炉～温風暖房機 (略)									
厨 房 設 備 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14	100	15 注	15	15 注	注：機 器本 体上 方の 側方 又は 後方 の離 隔距 離を 示
			据置型レンジ	21	100	15 注	15	15 注	

				ワ ツ ト 以 下					す。
不燃	開放式	組込型こんろ・グリル 付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット 型こんろ・グリル付こ んろ・グリドル付こん ろ	14	80	0	—	0		
		据置型レンジ	21	80	0	—	0		
固 体 燃 料	不燃 以外	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	—	100	50	50	50	

				ワ ツ ト 以 下					す。
不燃	開放式	組込型こんろ・グリル 付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット 型こんろ・グリル付こ んろ・グリドル付こん ろ	14	80	0	—	0		
		据置型レンジ	21	80	0	—	0		

不燃	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	—	80	30	—	30
上記に分類され ないもの		使用温度が800℃以上 のもの	—	250	200	300	200
		使用温度が300℃以上 800℃未満のもの	—	150	100	200	100
		使用温度が300℃未満 のもの	—	100	50	100	50
ボイラー～電気温水器 (略)							
備考 1～3 (略)							

上記に分類され ないもの		使用温度が800℃以上 のもの	—	250	200	300	200
		使用温度が300℃以上 800℃未満のもの	—	150	100	200	100
		使用温度が300℃未満 のもの	—	100	50	100	50
ボイラー～電気温水器 (略)							
備考 1～3 (略)							